

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目）81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）、志津北部地域子育て世代包括支援センター、市役所こども保育課内の 5 か所。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
平成 29 年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
平成 30 年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和 元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0
令和 2 年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0
令和 3 年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、794 件。（双胎含む）

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	130	16.6	11	91	5	8	0	0	15
西部保健センター	176	22.5	0	5	168	0	0	0	3
南部保健センター	49	6.3	2	1	0	43	2	1	0
志津北部地域子育て世代包括支援センター	157	20.1	0	11	142	2	0	0	2
こども保育課内 （※日曜開庁での届出）	270 (39)	34.5	85 (9)	25 (2)	38 (16)	105 (11)	2 (0)	2 (0)	13 (1)
合計	782	100	98	133	353	158	4	3	33

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	782	767	98.1%	173	22.1%
転入時別冊交換（妊婦）	65	64	98.5%	16	24.6%
合計	847	831	98.1%	189	22.3%

※悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請や郵送により母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請の直後に県外に里帰り等が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
母子健康手帳再交付	57	汚損	紛失	多胎	その他
		1	33	0	23
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	90	転入	紛失	多胎	その他
		75	15	0	0

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合（%）
吸っていない	737	87.0
現在吸っている	14	1.7
妊娠中のため止めた	94	11.1
回答なし	2	0.2

⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合（%）
家族に喫煙者はいない	581	68.6
夫・パートナー	237	28.0
妊婦の父母	20	2.4
夫の父母	3	0.4
兄弟姉妹	4	0.5
その他	2	0.2

⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合（%）
飲んでいない	444	52.4
妊娠中のため止めた	400	47.2
現在飲んでいる	1	0.1
回答なし	2	0.2

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項
「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】特定妊婦 25 件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 13 件
理由内訳（重複あり）10 代妊娠 8 件、精神疾患既往歴有 5 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）8 件、
経済困窮 12 件、シングルマザー 14 件、ステップファミリー 0 件

《考 察》

妊娠届出数は、年々減少するなか令和2年度は件数を維持したが、令和3年度には新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、再度減少に転じた。妊娠11週以下での妊娠届出の割合は93.5%で、目標値には達していないものの、年々上昇をしている。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等

の情報提供、地区担当保健師の紹介を行うなどした。

支援体制については、妊婦との面接の結果、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援する体制を整えている。さらに、妊娠後期には全妊婦を対象に電話による支援を行っている。(令和3年度671件、実施率86.6%)

令和3年度には年々増加する外国人妊婦への面接場面に使用する音声翻訳機を購入し外国人妊婦の支援の充実を図った。また、多胎妊婦向けの情報誌「ふたご手帖」の配布を開始した。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら切れ目のない支援を行っていききたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の 検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	＜初期に1回＞ 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 ＜期間内に2回＞ 超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6
30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)			利用率(%)		
				3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2	97.7	88.6
令和2年度	786	1,572	1,461 (償還分 2含む)	724	737	92.9	92.1	93.8
令和3年度	842	1,684	1,422 (償還分 1含む)	755	667	84.4 ※1	89.7 ※2	79.2 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、受診率が昨年度より8.5ポイント低下している。これまで3～6か月、9～11か月とも当該年度の出生数を対象者としているが、次年度からは、より実態に近い受診率を出せるよう対象者の考え方を変更したい。また、新型コロナウイルス感染症の不安から受診を控えることがないよう、引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員10人（初妊婦優先・申込制）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～15:20
2. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
3. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
4. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実 績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（％）
平成29年度	6	454	61	13.4
平成30年度	6	408	69	16.9
令和元年度	6	373	56	15.0
令和2年度	3	434	23	5.3
令和3年度	6	339	64	18.9

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	40	68	141	72	0	1	17	339
受講者数(人)	7	9	33	14	1	0	0	64
受講率(%)	17.5	13.2	23.4	19.4	-	0.0	0.0	18.9

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 妊婦の就労状況

(人・割合)

就労している	就労していない	無回答	合計
53 (82.8%)	11 (17.2%)	0 (0.0)	64 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	7 (10.9%)	57 (89.1%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況（受講者数に対して）

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
15 (23.4%)	4 (6.3%)	45 (70.3%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況（受講者数に対して）

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
1 (1.6%)	63 (98.4%)	0 (0.0%)	64 (100%)

⑦ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	6	0	0	0	0	22	28

【主な相談内容】体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	38 人						
内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス 気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養						

《考 察》

感染対策を実施しながら年間の実施計画どおり教室を開催できたことで、受講率が回復した。

また、昨年度の受講者アンケート結果をふまえて、グループワークを再開した。今後も感染対策を行ったうえでの仲間づくりの支援について、カリキュラム等の内容や実施方法を検討していく。

また、動画配信について、これまでは申し込み制を取っていたが、妊娠出産育児についての知識の普及をはじめ夫婦協働の必要性や虐待予防を図るため、R4 年 2 月下旬から妊娠届出者全員に対して、配信動画の案内を開始した。より多くの方への動画情報の周知ができたと考える。今後は、動画の視聴回数の推移を確認しながら、周知方法や動画へのアクセス方法を工夫することで、より多くの方に視聴してもらえるよう調整する。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 10 人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4 回×午前の部・午後の部）
西部保健センター（5 回×午前の部・午後の部）
- ③実施回数 年 9 回、土曜日または日曜日に開催
（新型コロナウイルスの影響で 1 月は中止）
- ④周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報・健康カレンダー・ホームページに掲載

⑤カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	午前の部 9:00～12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 沐浴実習	助産師・保健師	
5. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 〇〇家作戦会議」 DVD 鑑賞「赤ちゃんが泣き止まない」	保健師	午後の部 13:00～16:00
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 29 年度	9 回	454	161 (2)	35.5%	152 (0)	2	315
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和 2 年度	12 回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185
令和 3 年度	18 回	339	121 (2)	35.7%	120 (1)	0	241

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

②地区別受講状況（対象者数に対して）

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	40	68	141	72	0	1	17	339
受講者数(人)	15	17	55	31	0	0	4	122
受講率(%)	37.5	25.0	39.0	43.1	0.0	0.0	23.5	36.0

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③妊婦の就労状況（人）

就労している	就労していない	無回答	合計
100 (82.0%)	22 (18.0%)	0 (0.0%)	122 (100%)

④妊婦の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
0 (0.0%)	9 (7.4%)	110 (90.2%)	3 (2.4%)	122 (100%)

⑤家族の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
9 (7.4%)	15 (12.3%)	97 (79.5%)	1 (0.8%)	122 (100%)

⑥参加妊婦の飲酒状況（人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	121 (99.2%)	1 (0.8%)	122 (100%)

⑦相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	3	0	1	0	41	45

【主な相談内容】体重管理、立ち合い出産できない不安など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	35 人
内容	産後について 赤ちゃんの特徴 沐浴

《考 察》

新型コロナウイルス感染防止対策のために定員や時間配分等のカリキュラムを見直し、午前の部と午後の部の各回 10 人に定員を制限しての開催を継続した。

令和元年度から、内閣府作成のリーフレット「〇〇家大作戦^{まるまる}」を配付し、家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れている。受講者からは、「妻の身体のことや赤ちゃんの泣き止ませ方、お風呂の入れ方などが、勉強になった」「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となっていると考える。引き続き、妊娠中から産後の協力体制を夫婦で考えておく大切さや、夫婦だけで頑張りすぎないように利用可能な社会資源の情報提供など、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに孤立の予防に努めていく。

4. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%	
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%	

《目 的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内 容》

①対 象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児

②実施方法 (1) 費用助成

- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は3,000円)
- ・検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
- ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
- ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

(2) 検査結果の確認、受診勧奨

- ・全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
- ・検査の結果、リファ（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。

③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。
広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実 績》

①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数
令和3年度	842	828	98.3%	14

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者（15人）の内訳 (人) 令和4年6月15日現在

未受診理由	人数
出生時から入院・入所中のため	5
保護者が検査を希望しなかった	4
長期里帰り・自宅出産で受けることができなかった	3
全戸訪問未実施等のため検査結果未把握	2

③初回検査結果（受診者数 827 人の内訳）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	511	3	5
ABR	24	0	0
OAE	240	6	20
不 明	17	1	1
計	792	10	26

④繰り返し検査結果（リファーとなった 36 人のその後の検査状況）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	7	1	1
ABR	3	0	0
OAE	14	1	9
計	24	2	10

⑤要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファーとなった 12 人のその後）（人）

受診済	難聴の確定診断あり	2
	異常なし	6
	経過観察（再度検査予定）	3
未受診	受診勧奨を実施しているが、受診につながっていないことから、本市の「ことばと発達の相談室」での聴力検査を実施	1

《考 察》

本事業は令和 3 年度から開始した。令和 3 年度の新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は 98.3%、未受診者は 14 人であった。未受診者の中には、検査を希望しない保護者がいることが判明した。検査を受ける意義や必要性について、妊娠期など早い段階から周知を行い、受診者数や受診率向上に努めたい。

また、要精密検査となった場合のその後の検査結果を早期に把握し、適切な支援へとつなげることも重要である。

開始間もない事業ではあるが、新生児聴覚スクリーニング検査自体は 2000 年頃から全国的に普及し、多くの医療機関で実施されているものである。本検査の目的は、難聴の早期発見と診断、療育にあり、早期発見と適切な支援を受けることにより、補聴器の装用や手話の使用、人工内耳などの様々な支援、治療を選択することができる。今後も必要な方が適切な支援につながるよう、マニュアル等の支援体制の整備および構築を図りたい。

5. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第 13 条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 13 条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産婦（概ね産後 2 週間と 1 か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内 53 か所、県外 39 か所）、契約助産院（県内 9 か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後 2 週間と 1 か月の計 2 回までとする。
健診項目：ア. 問診、イ. 診察、ウ. 体重・血圧測定、エ. 尿検査
オ. 質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 1 回目 受診者数(※2)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数 (率)	延要支援者 数 (率)
平成 30 年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和 2 年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和 3 年度	833(※1)	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)

※1 令和 3 年度より、対象者数は産婦数とする。

※2 実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後 1 か月の 1 回のみの医療機関もあり、すべての産婦が 2 回受診するとは限らないため、1 回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由（重複あり）（要支援者に対する割合）		
				EPDS 9 点以上 (※1)	EPDS/設問 10 番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問 3、5 に加点 (※3)
2 週間	572	45	7.9%	35 (77.8%)	12 (26.7%)	17 (37.8%)
1 か月	733	41	5.6%	28 (68.3%)	14 (34.1%)	18 (44.0%)
全体	1,305	86	6.6%	63 (73.3%)	26 (30.2%)	35 (40.7%)

※1 EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0～3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われて

③要支援者の支援状況（延人数）

要支援者数			
		医療機関からの連絡あり 71人	医療機関から連絡なし
86人	1 週間以内に訪問等の支援を実施した人数（率）	概ね 1 週間以内に支援を実施できなかった人数（率）	15 人
	61 人（85.9%）	10 人（14.1%）	

※医療機関から連絡があったが、概ね 1 週間以内に支援を実施できなかった者 10 人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった（支援拒否含む） 6 人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった 1 人
- ・その他 3 人

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況（延 15 人）

- ・妊娠中からの継続支援を実施 11 人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 3 人
- ・新生児訪問事業実施 1 人

④要支援者の状況（重複あり）

要支援者実人数	出生順位第 1 子	妊娠中から継続支援の者
86 人	62 人 (72.1%)	33 人 (38.4%)

《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は 90.8%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査受診案内を行っており、その勧奨効果が出ていると思われる。健康診査の判定で要支援となった産婦は、何らかの支援につながっており、医療機関から連絡を受けた要支援者の 85.9%が概ね 1 週間以内の早期の支援を受けている。要支援者であっても、産婦が市からの連絡に応じないケースがあるため、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

6. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2（産後ケア事業）	
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・妊娠・出産について満足している人の割合	48.1% → 23.0% 98.9% → 100% 3.5% → 0.7% 10.3% → 0% 81.1% → 86.0%

《目 的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内 容》

- ①対 象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
※宿泊型・日帰り型は生後 2 か月未満、訪問型は生後 6 か月未満
※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿 泊 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 3 か所）
日帰り型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 3 か所）
訪 問 型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
（1）産婦の母体管理及び生活面の指導
（2）乳房管理
（3）もく浴、授乳等の育児指導
（4）乳児の世話及び発育、発達等の確認
（5）産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
（6）その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実 績》

①利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型	
	実（人）	延（日）	実（人）	延（日）	実（人）	延（日）
平成 29 年度	3	13	—	—	4	9
平成 30 年度	19	92	1	3	14	28
令和元年度	11	66	4	8	11	20
令和 2 年度	9	46	0	0	18	49
令和 3 年度	17	80	1	1	25	83

（補足）令和 2 年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和 3 年度から母子保健課で実施となった。

《考 察》

当事業は子育て世代包括支援センター事業として、平成 28 年度から開始し、令和 2 年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していた。

利用者数を経年的にみると、増減を繰り返しながら推移している。令和 2 年度は宿泊型産後ケアの利用が減少しているが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケア実施施設が利用者の受け入れを休止したことが影響している。一方、訪問型産後ケアの利用者数は増加している。これは、訪問型産後ケアの利用対象者を生後 4 か月未満まで 3 回を生後 6 か月未満まで 7 回の利用へと拡大した結果、宿泊型産後ケアを利用できなかった者が代わりに訪問型産後ケアを利用したため、利用者数の増加につながったと考える。

令和 3 年度は、宿泊型産後ケアおよび訪問型産後ケアの利用者が増加した。これは、出産年齢の高齢化や新型コロナウイルス感染拡大を懸念し里帰り出産を選択しないことで、育児協力者が希薄な中で育児が始まることへの不安のためとケースが増えているものと考えられる。また、全国的に「産後ケア」の認知度も高まっていることが、産後ケアの利用者数の増加につながっていると考ええる。

産後ケアの利用を希望する者が利用でき、利用者の産後うつ発症のリスク低減、育児負担感の軽減が図れるよう、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。

7. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、 第 17 条（妊産婦の訪問指導）、第 19 条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第 21 条の 10 の 2、10 の 3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第 17 条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数		産婦訪問実(延)人数	
		(人)	支援継続 人数(人)	(人)	支援継続人 数(人)
29 年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30 年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和 2 年度	864	17(25)	17	※731(740)	251
令和 3 年度	783	15(23)	15	※779(784)	241

※産婦訪問実（延）人数について、平成 30 年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9 点以上であった者

要支援者数（人）	EPDS 9 点以上の人数（人）	割合
241	41	17.0%

《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で訪問数が減少していたが、今年度はその感染状況も落ち着いた時期があり、訪問を受け入れてくれる産婦が増えたことで、産婦訪問件数の増加につながった。しかしながら、訪問について抵抗のある方は一定数いるため、電話や面接等、対象者の希望に合わせた対応ができるよう努めていきたい。

また、要支援者のうち、EPDS 9 点以上の者は 17.0%と昨年度より 3.9 ポイント増加している。支援理由は EPDS 9 点以上の者を含み、「保護者の不安・負担」が最も多い。このことから、周産期における保護者の精神的負担への支援の必要性が高いと思われる。今後も保護者が安心して子育てできるよう、保護者の不安や負担感に寄り添った支援を行っていきたい。

(2) 生後 4 か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第 11 条及び 19 条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第 21 条の 10 の 2 及び第 21 条 10 の 3 に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として産後 28 日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
 - ・第 1 子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第 6 条第 6 項に規定する未熟児
 - ・第 2 子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第 2 子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第 2 子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後 4 か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 看護師

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数 (実施率)	
	b (b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施 (再掲) c (c/b)
842 人	787 人 (93.5%)	703 人 (89.3%)

※対象数：令和 3 年度出生数（令和 3 年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数 (件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
平成 29 年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
平成 30 年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和 2 年度	786	735	93.5	251 (34.1%)
令和 3 年度	842	787	93.5	245 (31.1%)

《考 察》

生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初のこととなり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度から訪問率が低下傾向にある。感染症への懸念等から全戸訪問未実施になった家庭については、電話や面接等、保護者の希望に合わせた支援方法に変更し、利用できるサービスの提案・助言等を通して、育児不安や育児負担を抱えたまま孤立することのないよう努めている。今後も保護者と児が健やかに過ごすことができるよう、感染防止に配慮しながら実施していきたい。

また、要支援率は、産後ケア等、サービスの充実が図られていることで、減少傾向にある。今後も、乳児期の早期の訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成 29 年度	105	157	84	114	189	271
平成 30 年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和 2 年度	84	138	80	116	164	254
令和 3 年度	63	97	53	61	116	158

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は乳児、幼児ともに、訪問数は減少している。乳児が減少した要因として、産後ケア利用者の増加がある。訪問型産後ケアが生後 6 か月まで利用できることから、乳児期の訪問数が減少したと考えられる。幼児が減少した理由について、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、集団健診を控えていた家庭も多くあったが、今年度は感染状況が落ち着いたこと等から、幼児健診の受診率が上がっており、訪問で対応の必要な家庭が減少したことがあげられる。また、こども家庭課の訪問や保育園での状況確認を行っていることで、他機関との連携等で支援を行っている家庭があることも訪問数が減少している理由と思われる。支援が必要な家庭には訪問のほか、電話や面接で対応するように努めている。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

8. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（１）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：出生通知書により届出する
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）
平成29年度	1,031	90（8.7%）	11（1.1%）	
平成30年度	961	80（8.3%）	15（1.6%）	
令和元年度	898	90（10.0%）	23（2.6%）	
令和2年度	786	66（8.4%）	22（2.8%）	
令和3年度	842	75（8.9%）	14（1.7%）	

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	10	14	33	12	1	0	5	75
未熟児養育医療申請件数	1	3	9	1	0	0	0	14

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
				組数	うち1人該当
平成28年度	26	19	7	3組	0
平成29年度	11	10	0	－	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27 週 (超早産児)	1	1	0	0	0	2
28～33 週	0	0	7	0	0	7
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	4	18	23
37 週～	0	0	0	4	39	43
計	1	1	8	8	57	75

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

(人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	1	1	0	0	0	0	2
28～33 週	0	0	6	0	0	0	6
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	2	1	1	5
37 週～	0	0	0	1	0	0	1
計	1	1	7	3	1	1	14

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

(人)

医療機関名	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東邦大学医療センター佐倉病院	4	9	11	6	10
東京女子歯科大学八千代医療センター	4	4	5	8	1
成田赤十字病院	2	0	2	4	0
船橋中央病院	0	0	1	1	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	1	1	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	0	1	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	0	0	0	0
千葉県こども病院	0	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	0	1	0	1
亀田総合病院	0	1	0	0	0
県外の医療機関	0	1	2	1	1
計	11	15	23	22	14

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和3年度の未熟児養育医療の申請件数は、14件と前年度より8件減少している。出生体重の内訳でみると、1,000g～1,499gの極低出生体重児が7人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪

問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況 (人)

年 度	対象者数	訪問人数（うち養育医療該当）	訪問率（％）
29 年度	90	89 (11)	98.9
30 年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和3年度は、対象者数14人に対して、9人の訪問指導であったが、残りの5人は地区担当保健師が電話相談で対応した。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

9. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

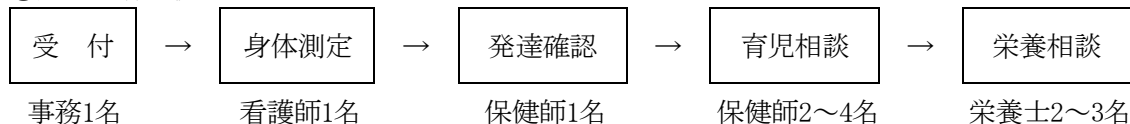
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、45分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成29年度	36回	1,005	932	92.7
平成30年度	36回	1,047	960	91.7
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	125	144	375	160	8	2	30	844
来所者数(人)	107	123	338	139	8	2	24	741
来所率(%)	85.6	85.4	90.1	86.9	100	100	80.0	87.8

③相談結果

来所者数			
	支援なし	支援あり	他機関管理
741人	595人 (80.3%)	146人 (19.7%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

保護者の不安・負担	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ケース	精検・受診結果確認	疾患障害	栄養	虐待ハイリスク	発達	きこえ	保護者の体調・疾患	その他	計
62	18	24	21	0	1	3	4	3	4	0	6	0	146
42.5	12.3	16.4	14.4	0	0.7	2.1	2.7	2.1	2.7	0	4.1	0	100

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	107	123	338	139	8	2	24	741
	支援ありの数(人)	24	28	53	35	1	3	146
要支援率(%)	22.4	22.8	15.7	25.2	12.5	100	12.5	19.7

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業を利用しない母子の早期発見と早期支援のためにも重要な事業となっている。

また、栄養相談では、5～6か月ごろから開始する離乳食の始め方やすすめ方について、栄養士から助言や案内が得られる機会となっている。第2子以降の場合は、希望制としているが、第2子以降であっても栄養相談を希望する保護者が多い印象であった。第1子との期間が空いてしまい、離乳食について再確認したいと相談を希望する保護者や「授乳・離乳の支援ガイド」の改定があったため、それを知る保護者が第1子との変更点を確認したいと考えるなどの理由から栄養相談につながったと考える。

乳児相談は、母子で来所する初めての母子保健事業となるため、保護者が、安心して来所し相談できる場所であることを周知し、身近な相談先として保健センターが活用され、自信を持って育児を行うことが出来るように、ニーズに応じた保健指導を実施していきたい。

10. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合（1歳児） 35.4% → 増加 - おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事前予約制による個別相談で実施
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
※栄養士による相談は、全員実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知した。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成29年度	30	1,017	750	73.7
平成30年度	30	1,068	770	72.1
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	273	152	55.7
西部保健センター	12	383	239	62.4
南部保健センター	12	173	131	75.7
合 計	36	829	522	63.0

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	152	116	79
西部保健センター	239	175	98
南部保健センター	131	87	52
合 計	522	378	229

《考 察》

9 か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは、乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別相談に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事故予防のプリントを問診票と一緒に全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別相談として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

11. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター (9回) ※施設工事期間中は、他会場へ振り替えて実施。
西部保健センター (13回) 南部保健センター (8回)
(個別健診) 市内15協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実 績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成29年度	30回	1,102	1,031	93.6	292	28.3
平成30年度	30回	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
受診者数 (人)	118	153	407	154	5	6	41	884
受診率 (%)	93.2	97.4	96.1	98.7	100	100	95.1	96.4
要支援者数 (人)	50	63	180	56	1	3	13	366
要支援率 (%)	45.5	42.3	46.0	36.8	20.0	50.0	33.3	43.0

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	育児・生活態度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	発育	疾患	栄養	虐待ケース	虐待ハイリスク	運動	計
272	23	22	21	8	5	5	4	4	2	366
74.3	6.3	6.0	5.7	2.2	1.4	1.4	1.1	1.1	0.5	100

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人数（人）	割合（％）	回答	人数（人）	割合（％）
いつも感じる	4	0.5	はい	110	69.6
時々感じる	154	18.1	いいえ	45	28.5
感じない	687	80.6	無回答	3	1.9
無回答	7	0.8			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
851	251	429	407	10	3	1	0	1	47	2	76
(96.3)	29.5	50.4	47.8	1.2	0.4	0.1	0.0	0.1	5.5	0.2	8.9

（備考）歯科健診未受診 1 人 ・むし歯罹患率 0.6％ ・1 人平均むし歯本数 0.03 本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和4年4月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果（内訳）				
			異常な し	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
852	629	73.8	577	8	35	9	0

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和4年5月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
10	9	3	0	6	0

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響から前年度受診率は一時的に減少したが、今年度は3.0ポイント増加し、感染症流行以前とほぼ同様まで受診率の回復がみられた。

一方で、要支援率は、前年度より4.6ポイント増となっており、理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が7割以上を占めた。発達面における特性への支援が必要な児が増加している社会背景と相まって、前年度より発達の判定方法を変更し早期支援を行っていることが影響していると考えられる。

要支援項目である「保護者の不安・負担」は、前年度と比べて半減した。前年度は、緊急事態宣言等により家庭で孤立傾向にあった保護者の方が感染症流行下の育児不安・負担について健診会場で話し込まれて行かれる姿が散見されていたが、今年度は、感染症収束の見通しはたたないものの、感染症との付き合い方がわかってきたこと等が影響していることを推察する。

一方で、「育児・生活態度」や「虐待ケース」、「虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は横ばいである。「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々であるが、「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指している。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等で状況を把握し、継続的に支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21（第 2 次）	・ 積極的に育児をしている父親の割合	61.1% → 66.0%
【改訂版】目標値	・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%
（市の現状）→（目標値）	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	育児・生活態度	虐待ハイリスク	保護者の体調・疾患	虐待ケース	運動発達	計
382	10	6	3	3	2	1	1	408
93.7	2.5	1.5	0.7	0.7	0.5	0.2	0.2	100

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人数（人）	割合（％）	回答	人数（人）	割合（％）
いつも感じる	18	1.7	はい	227	78.8
時々感じる	270	26.2	いいえ	52	18.1
感じない	735	71.2	無回答	9	3.1
無回答	9	0.9			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数（人）	有所見数（人）	有所見率（％）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
894	27	3.0	1	4	22	27

⑥歯科健康診査結果

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
1,029 (93.3)	27 2.6	798 77.6	119 11.6	27 2.6	58 5.6	21 2.0	1 0.1	5 0.5	100 9.7	2 0.2	12 1.2

・むし歯罹患率 8.3％ ・1人平均むし歯数 0.30本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
（備考）歯科健診3人未受診。

⑦医師診察結果(人)

※令和4年5月末現在

集団 健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
1,032	645	62.5	601	16	19	9	0

⑧精密健康診査実施状況(人)

※令和4年5月末現在

健診内容	精密健康診 査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	9	9	4	0	5	0
眼科精密 健康診査	127	74	29	5	40	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	9	6	3	2	1	0
計	145	89	36	7	46	0

* 診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性弱視1人、遠視性乱視2人、間歇性外斜視1人、左眼不同弱視疑い1人
 医師診察：食物アレルギー1人、遠視性乱視・弱視1人

《考 察》

今年度も前年度と同率の受診率を維持した。新型コロナウイルス感染症収束の見通しはたまたずとも、保護者が成長発達過程の最中にある児にとって必要な健診として認識してくださっていることが読み取れる。また、感染症対応として予約制の健診に変更したことや、前年度後期より未受診者への来所勧奨方法を郵送から個別電話連絡へ変更し、健診の意義についてお伝えすると共に、連絡時点で予約を確保する等して利便性が図れたことも受診率維持に影響したと考える。

要支援理由の内訳では、前年度と同様「ことば・社会性・行動面」が要支援者数408人、構成比93.6%と高い割合を占めている。これは、発達特性を持つ児に対する早期支援を目的として、前年度から発達確認の指標を変更したこと、また、指標を取り扱う職員の質の向上と健診の精度維持のために、内部研修と自己研鑽に努めていることも影響するものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策として、眼科二次検査を中止し、眼科一次検査から直接眼科精密健康診査としての医療機関受診としていることから、眼科精密健康診査数は増加した。一方で、感染症流行下、受診のタイミングが図れない等の理由により精密健康診査受診が遅れる傾向にあった。この年齢の児の視力は、早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が図れることがわかっているため、時期を逃さず精密健康診査を受診するよう勧奨を強化していくことが必要である。

※1 発達チェック項目

<応答>

下記の質問について、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① 氏名 ② 年齢 ③ 健診会場に誰と来たか

<了解課題>

目の前に見えないことについて、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① お腹が空いたらどうしたらいいですか。
 ② 眠くなったらどうしたらいいですか。
 ③ 寒いときはどうしたらいいですか。

13. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年59回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
※新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、染め出しは中止した。
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)		受診率 (%)
			受診者数(人)	受診率 (%)	
平成29年度	60	3,698	2,830	76.5	
平成30年度	60	3,413	2,566	75.2	
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2	
令和2年度	35	1,451	928	64.0	
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8	

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)		受診率 (%)
		受診者数(人)	受診率 (%)	
健康管理センター	944	630	66.7	
西部保健センター	1,311	979	74.7	
南部保健センター	586	431	73.5	

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	376	442	1,311	549	19	18	126	2,841
受診者数(人)	261	293	979	405	14	12	76	2,040
受診率(%)	69.4	66.3	74.7	73.8	73.7	66.7	60.3	71.8

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	(フッ素塗布率)
2歳児	902	682	75.6	0	673	2	6	1	0	0	614(90.0)
2歳6か月児	937	661	70.5	2	639	8	10	1	0	1	576(87.1)
3歳児	1,002	697	69.6	1	658	13	20	3	1	1	603(86.5)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	86	57
2歳6か月児	48	31
3歳児	35	16
合計	169	104

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	61	34
西部保健センター	87	77
南部保健センター	73	45
合計	221	156

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は91.7%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止していた2歳児対象の健診を令和3年度から再開し、2歳・2歳6か月児・3歳児を対象に実施することができた。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。健診から幼児歯科健診で支援予定となっている者の数は132人いた。健診では要支援判定ではなかったが、ことばの相談があった者は86人で、そのうち57人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要となった。言語聴覚士による支援予定者のうち2歳幼児歯科健診の未受診者については、ことばや社会性等に関する手紙を送付して状況を確認している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を221人、栄養士相談を156人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定のかたを確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

14. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
平成29年度	12	19	30
平成30年度	12	23	26
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21

※相談希望者のいない月は中止。令和3年度は相談希望者がいない10月の相談を中止した。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	4
臼井	4
志津	8
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	0
計	19

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	11	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	1	その他	0
3歳児健診	0	計	19

④年齢別相談内容（実数）

（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	1	0	1	0	0	0	2
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	1	0	1	0	1	0	3
2～3 歳未満	1	1	0	0	0	0	2
3～4 歳未満	0	1	1	0	0	0	2
4～5 歳未満	0	1	1	0	1	0	3
5 歳以上	2	1	2	0	0	0	5
計	7	4	6	0	2	0	19

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他(※)
運動発達	7	1	6	3	2	1	0
言語発達	4	0	4	0	2	1	1
社会性の発達	6	2	4	1	0	2	1
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	2	1	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	19	4	15	4	4	4	3

《考 察》

相談利用者年齢および相談内容をみると、2 歳未満は運動発達、2 歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。

相談件数の経年的な変化はみられないが、新型コロナウイルス感染症拡大により、遊び場や子育て支援センターなど親子交流の場に出向くのを控え、日中家庭で母子 2 人きりで過ごすことで、家族以外の者との関りなど児への刺激が少なくなっていることで児の言語や社会性の発達に影響を及ぼすリスクがあると考え。また、保護者同士の情報交換、他の児を見る機会の減少などが、保護者の不安増加につながる可能性があると考え。児の発達支援と保護者の不安軽減のための相談先として今後も事業が必要とされると考える。

すすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で児の発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものとする。

また、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行っている。必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげることができている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

15. ことばと発達相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別相談者数 (人)

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138
令和3年度	570	1,741	244	171

② 地区別来所者数 (人)

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	70	12.3
臼 井	99	17.4
志 津	287	50.4
根 郷	83	14.6
和 田	3	0.5
弥 富	3	0.5
千代田	25	4.4
合 計	570	100.1

③ 年齢別来所者数 (人)

年 齢	実 数	割合 (%)
0歳児	10	1.8
1歳児	52	9.1
2歳児	72	12.6
3歳児	141	24.7
4歳児	146	25.6
5歳児	149	26.1
合 計	570	99.9

④ 新規来所者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	12	4.9
2 歳手紙	1	0.4
3 歳児健康診査	65	26.6
4 歳手紙	9	3.7
5 歳児子育て相談	41	16.8
すくすく発達相談	1	0.4
幼児歯科健診	24	9.8
電話相談	80	32.8
その他	11	4.5
合 計	244	99.9

⑥ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実 数	割合 (%)
継続	381	66.8
経過観察	18	3.2
終了	171	30.0
合 計	570	100.0

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑧ 電話相談 (人)

年 度	延 数
令和 2 年度	466
令和 3 年度	372

※来所者以外の相談も含む。

⑨ 保護者のみの面接相談 (人)

年 度	延 数
令和 3 年度	81

⑤相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延 数
ことばの発達	408
行動面	143
対人面、社会性	96
学習面	6
発音	46
きこえ	5
吃音	23
視知覚認知	32
発達のばらつき	29
その他	11

※相談内容は1人に対して複数選択可能。

※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

⑦ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	23
問題なし	7
保護者の希望なし	17
就学	115
転出	8
他機関管理	1
合 計	171

※終了者の内訳は、年度内来所者 121 人と年度内の未来所者 50 人を含む。

《考 察》

新規申込者の経路は電話相談が多く、幼児歯科健診を経路とする者は少なかったが、電話相談を経路とする者のうち過去に幼児歯科健診のことばの相談を利用して本事業を利用した者が 10 人いた。その他、幼児健診等の母子保健事業をきっかけに本事業を利用した者は 6 割を超えているが、本事業の利用開始時期が 3 歳児健診以降の者が半数近くで、早期支援に取り組んでいるとは言えない。

保護者が育てにくさを感じる場合、お子さん自身の発達等の問題が関係していることがある。コロナ禍で生活が制限されたことにより、お子さんの持つ特性と育児環境やお子さん自身の経験不足によ

り更に問題が複雑化する場合もある。本事業において面接相談を重ねた結果、当初は「子どもが言うことを聞かないのでイライラしてしまう」、「子どものことがわからない」と話していた保護者から、「子どもへの対応方法がわかった」、「子どもの特性を知ることができて良かった」という前向きな発言が聞かれるようになることがある。今後も発達の問題を指摘するだけでなく、保護者の不安に寄り添い、家庭の中で取り組めることを具体的に伝えていくことが重要と考える。その上で、家庭への支援だけでなく、お子さんが所属する機関との連携や情報共有を含めて支援の在り方を更に検討していきたい。

16. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対 象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・ Aグループ：1 歳 6 か月から 2 歳児
 - ・ Bグループ：2 歳 6 か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月 1 回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加希望者がなく中止とした。また、Aグループについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4～7 月、10～12 月の全 7 回実施した。
- ・ 1 回の開催につき、定員 20 組（令和 3 年度は、感染拡大防止のため定員 5 組）
- ③実施内容 ・ Aグループ：遊びの紹介、子どもへの関わり方の指導
- ・ Bグループ：自由遊び、集団活動（親子での体操、手遊び、制作等）、個別面接
- ④参加期間 各グループ最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時 Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実 績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数

年度	Aグループ			Bグループ		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成 29 年度	12	17	106	12	19	118
平成 30 年度	12	21	86	12	17	98
令和元年度	11	22	93	7	5	23
令和 2 年度	2	5	7	0	—	—
令和 3 年度	7	8	25	0	—	—

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和3年度で開始から5年が経過した。たんぽぽグループでは、子どもへの関わり方の見本をスタッフが見せたのちに保護者が実践し、それに対して助言することにより、子どもとの関り方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、遊びに集中することが難しいなど対応方法に工夫が必要な児については、工夫の仕方を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。さらに令和3年度は、グループで学んだ内容を保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士の情報共有の時間を設けた。家庭でうまくできたこと、できなかったことを保護者同士が情報共有することにより、本事業が育児について気軽に相談できる場となり、さらに学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、令和3年度についても前年度と同様に参加希望者がなかったため実施しなかった。参加希望者が年々減少している理由としては、市内幼稚園における未満児保育の拡充、共働き家庭の増加、児童発達支援事業所の増加による低年齢からの専門機関での支援の開始等があげられる。Bグループについては、対象者や目的、内容について再検討する必要がある。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|---|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1月は中止し全11回実施
・1グループ定員7組とし、令和3年度は4グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |
| ⑤担当職種 | 言語聴覚士 |

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成 29 年度	12	15	127
平成 30 年度	12	15	127
令和元年度	11	15	147
令和 2 年度	9	15	110
令和 3 年度	11	27	235

《考 察》

令和3年度のひまわりグループは、参加組数が多数となったため1グループの定員を7組に増やし、全4グループを編成した。感染予防のため、実施会場内では学習机を使用し参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容を中心に実施した。様々な制限の中で、活動を通して自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行うことができた。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出し、子どもの行動を肯定的に把握することにより子どもの成長を感じ、子どもをかわいいと思える機会を提供することができた。

個別指導とは異なる様子を見せる児については、指導担当者同士が情報共有することにより、就学や育児について各参加者の悩みに応じたより具体的な支援や相談を行うことができた。

令和3年度は、指導担当者による子どもの参加状況の評価方法および保護者への通知方法について、評価基準を明確にし、年間で子どもの達成状況の変化を追えるものにと変更した。

17. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会 場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月

回 数：指定日 18 回（1 回につき予約枠を 3 枠設定）

指定日外 9 回（指定日に来所困難であった市民に個別対応）

〈電話相談〉会 場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」等、他の母子保健推進事業の利用を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

《実 績》

①年度別利用者数

(人)

年度	面接（回）		実数	要支援者数	終了者数
	指定日	指定日外			
平成 29 年度	16	—	21	18	3
平成 30 年度	11	—	30	23	7
令和元年度	12	—	42	29	13
令和 2 年度	13	6	52	39	13
令和 3 年度	18	9	68	46	22

※指定日外：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染対策により中止とした回の振替として実施、令和 3 年度は保護者の都合や体調不良により指定日の来所が困難な児に個別対応を実施。
 ※終了者：発音または吃音の相談で即時の支援は不要と判断された児 4 人、継続支援は不要と判断された児 10 人、保護者が継続支援を希望しなかった児 8 人。

②利用者の相談方法 (人)

相談方法	実数
面接相談	43
電話相談	18

③利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	32
社会性	29
行動面	29
発音	17
学習面	24
吃音	4
その他	3

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能。

《考 察》

令和 3 年度は、昨年度と同様、面接相談の実施回数を年間 18 回（予約枠数 54）とした。予約枠の 6 割程度が埋まる状況についても昨年度と同様であり、相談回数を適切に確保できたものとする。さらに今年度からは、指定日以外の日程であっても、言語聴覚士が対応可能な日程と会場に限り個別に面接相談を実施することとした。これまで、指定日に来所することが難しい児については、電話相談で対応した後、ことばと発達の相談室事業等の利用を勧奨していたが、5 歳児子育て相談の利用希望者の増加に伴い、面接相談の日程に関する問い合わせも増加したため、より柔軟に対応することとした。その結果、指定日以外の日程で 9 人の相談の機会を確保することができた。

相談内容の中に、社会性に関する相談（対人関係の弱さや集団生活への不適応など）及び行動面に関する相談（落ち着きのなさや不注意など）が含まれていた児は、いずれも全体の 4 割程度であり、例年よりも割合が高くなっていた。集団活動の機会や実施方法が制限されているコロナ禍においては、周囲と協力して物事を達成する力や自分の行動を調整する力が自然に育まれる機会も減少していることが推察される。そのような状況下においては、発達に遅れや偏りのある児はより大きな影響を受ける可能性が高く、同時に保護者が育てにくさを感じる場合も増えることが考えられるため、一層の細やかな支援が必要となる。今後も、社会性や行動面に心配をもつ児とその保護者が支援につながる良いきっかけとなるよう、5 歳児子育て相談を適切に運営していきたい。

18. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

beans circle（ビーンズ・サークル）

《内 容》

- ①対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ②方 法：令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のためオンラインで開催
- ③内 容：交流・講演
- ④周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実 績》

参加人数（延）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	12回	12回	11回		2回
参加人数	186人	198人	98人		4人

※平成29～令和元年は子どもを含む人数であるが、令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。
以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター

《実 績》

実施状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
佐倉	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人	0 回	0 人	3 回	52 人
臼井	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人	1 回	6 人	5 回	51 人
志津	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人	0 回	0 人	4 回	40 人
根郷	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人	0 回	0 人	0 回	0 人
和田	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人	0 回	0 人	0 回	0 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人	0 回	0 人	0 回	0 人
千代田	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人	0 回	0 人	0 回	0 人
全市	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人	1 回	6 人	12 回	143 人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区 : 佐倉老幼の館

臼井地区 : 臼井老幼の館

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター

《実 績》

①年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成 29 年度	2	52	69	29	152
平成 30 年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和 2 年度	0	8	4	14	26
令和 3 年度	0	31	20	21	72

(4) 女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
- ・啓発コーナーの設置：佐倉市役所ロビーで「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実 績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,400 枚
- ・啓発コーナーの設置：1 回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1 回

(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：園児

《実 績》

①年度別実施状況

(人)

年度	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
平成 29 年度	1,035	801	1,836
平成 30 年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和 2 年度	0	0	0
令和 3 年度	393	0	393

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

例年、保健センターにおいて、母子を対象とした健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職への相談を実施していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインのみでの開催となった。

地区の健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いている時期に依頼があった児童センター等に健康教育を実施した。

女性の健康づくり教育では、新型コロナウイルス感染症予防を理由に、敬愛短期大学での文化祭での啓発ブースの出店が中止となったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことができなかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらい、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談できる場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

19. ママの心の相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条、第22条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%

《目 的》

妊娠中及び子育て期にある母親の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊婦・18歳未満の子を持つ母親、及びその家族
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（11回）
※年12回を予定していたが、予約者なしのため1回中止
- ③内 容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）
- ④従事者 公認心理士・保健師

《実 績》

① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）
令和3年度	23	34	49

※令和2年度までは子育て世代包括支援センター事業として、子育て支援課で実施していたが、令和3年度の組織改編により母子保健課で実施となった。相談実績は、平成30年度（実27/延43）令和元年度（実24/延39）、令和2年度（実20/延27）。実施回数は、年12回実施のうち令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため4回中止。

②主な相談内容と支援状況

相談件数	主な相談内容					相談結果 （うち保健師の支援）	
	育児	健康	家族	経済／ 生活勤労	その他	終了	継続
49件	30	4	14	1	0	11（10）	38（33）

《考 察》

今年度の相談件数は、過去3年間に比べ増加した。相談内容は育児に関するものが主であるが、家族関係や自身の健康等多岐に渡っている。相談49件のうちの77.6%が継続となり、相談対応後も地区担当保健師が継続して支援を行ったのは43件で全体の87.8%となっている。当相談をきっかけに、受診や継続的な支援につなげ、不安や負担を抱えたままとならないよう努めることができた。

成育基本法では、父親も支援の対象と位置付けられており、父親の孤立を防ぐ対策を講ずることが急務とされていることから、当相談の対象者について検討していく必要がある。

20. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

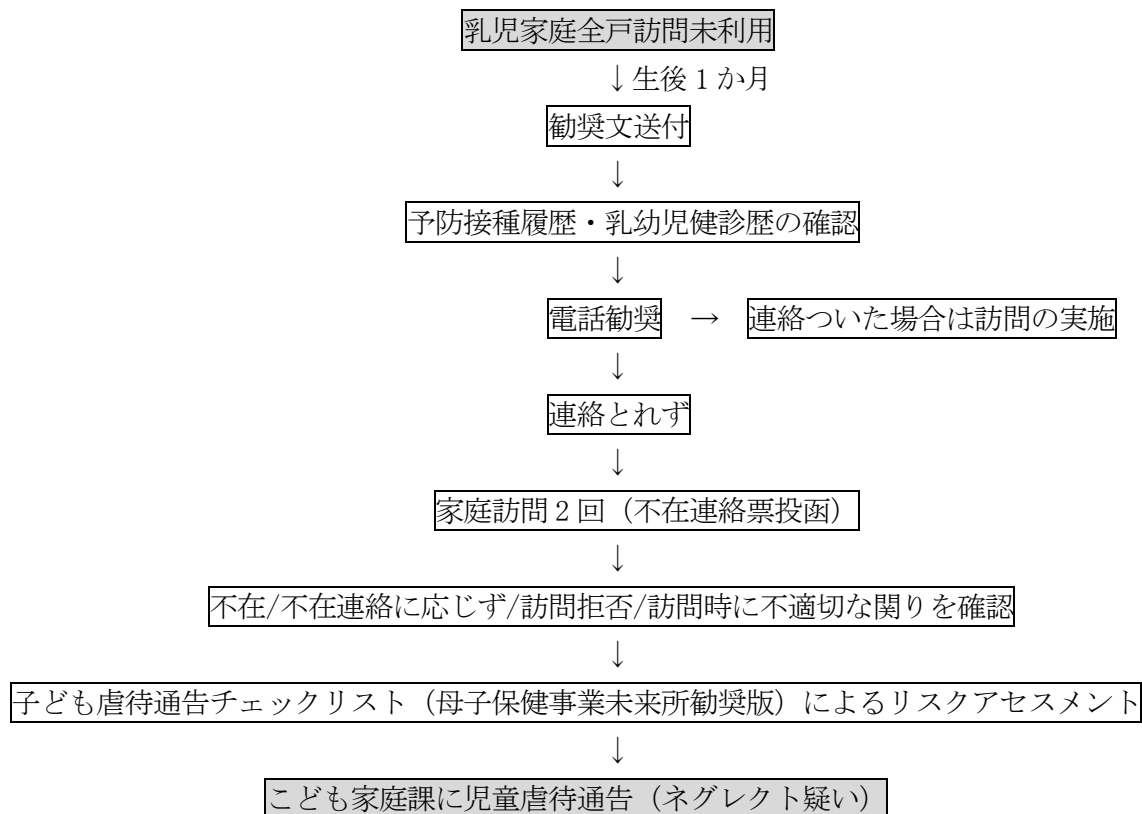
《目 的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

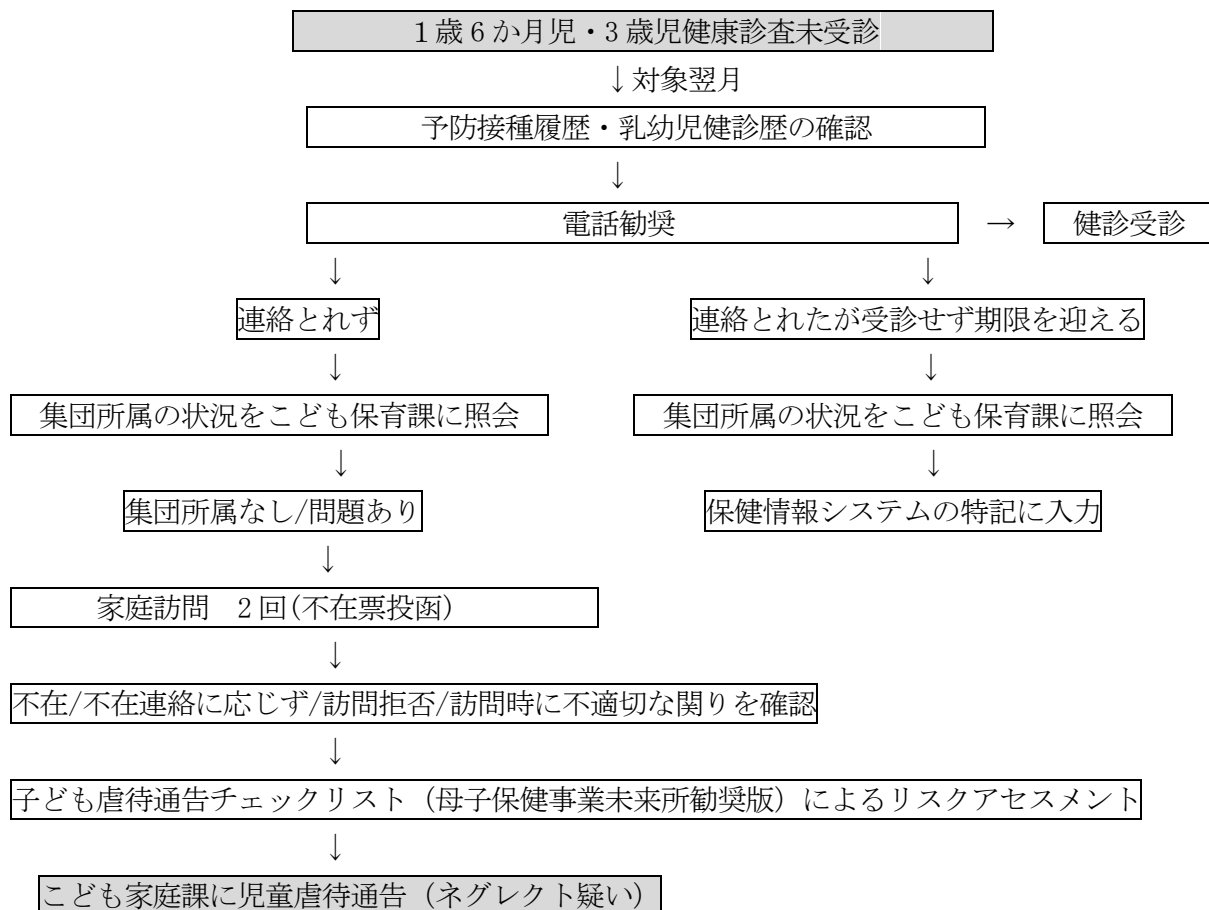
《内 容》

事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実 績》

① 令和3年度事業別実施状況

令和4年5月24日現在

【全戸訪問】

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数(割合%)	未把握数	児童虐待通告数
48	48 (100.0%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	勧奨実施数	事業担当訪問数	児童虐待通告数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児健診	令和3年度	68	1	0	49 (72.1%)
	令和2年度	141	4	0	101 (71.6%)
3歳児健診	令和3年度	128	2	0	86 (67.2%)
	令和2年度	217	1	1	129 (59.4%)
合計	令和3年度	196	3	0	135 (68.9%)
	令和2年度	358	5	1	230 (64.2%)

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※「事業担当訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							期限内(勧奨文送付・電話勧奨から1か月以内)に把握できなかった者
		今後受診(訪問)予定	医療機関・前住地で受診済	受けたので必要ない	必要ないので受けない(保育園・幼稚園)	拒否(受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	里帰り・市外・海外居住	転出	その他(継続支援中・伝言のみ等)
全戸訪問	48	46	0	0	0	1	1	0	5
1歳6か月児健診	68	58	1	1	1	0	0	7	2
3歳児健診	128	91	0	1	1	4	0	31	21
合計	244	195	1	2	2	5	1	38	28

③「期限内(勧奨文送付・電話勧奨から1か月以内)に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内（勸奨後一か月以内）に把握できなかった者	把握した数（a＋b）	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定			把握経路				
			継続支援なし	継続支援あり		文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	属情報からの集団所	こども保育課	握家庭課等で把握	
全戸訪問	5	5	5	3	2	0	0	0	0	0
1歳6か月児健診	2	2	0	0	0	2	0	2	0	0
3歳児健診	21	21	1	1	0	20	1	19	0	0
合計	28	28	6	4	2	22	1	21	0	0

【医師診察未受診勧奨】

- 令和2年度に中止していた医師診察の未受診勧奨を令和3年度より再開した。

	集団健診受診者数	勧奨数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児医師診察	852	290	231(79.7%)
3歳児健診医師診察	1032	535	404(75.5%)

《考 察》

未受診勧奨の実施数について、全戸訪問は昨年度とほぼ同数であったが、幼児健診については大幅に減少する結果となった。勧奨後に受診した者の割合は、令和2年度と比較し、増加する結果となった。これは、令和2年度後半より、勧奨方法を郵送から電話での個別勧奨に変更し、その場での予約変更につなげ保護者の利便性を図っていること、勧奨の際は、健診の重要性を具体的に伝えるようにしたこと、一度予約変更をしたが未来所だった場合も、2回の電話連絡を行っていること等が影響していると考ええる。

健診未受診者についても個別に育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。健診に来所ができなかった者でも、保育園や幼稚園の所属など、他所属からの情報提供や、訪問等により、全員の状況を把握することができている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

医師診察の未受診勧奨については、令和2年度中止としていたが令和3年度より再開している。1歳6か月児健診では受診者の約3割、3歳児健診では受診者の約半数と勧奨対象者が多い事業となっている。勧奨後は7割から8割が受診しており、勧奨が有効であると評価できるが、勧奨対象者数が多いことは課題であると考ええる。今後、健診会場での案内方法等を検討し、勧奨対象者の減少に努めていきたい。

21. 里帰り困難妊産婦への育児支援サービス 費用助成事業（新型コロナウイルス感染症対策関連）

《目 的》

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた里帰り出産ができなくなり、実家等による支援を受けられなくなった妊産婦に対して、民間等が提供する育児支援サービス費用にかかる費用を助成することで、安心して産前・産後期を過ごすことを目的とする。

《内 容》

①対象者

佐倉市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて県外の実家等に里帰りができなくなった妊産婦で以下の条件を満たすもの。

- ・日中、育児や家事を支援してくれる親族や知人が不在であること。
- ・民間や地域団体が妊産婦に提供する育児支援サービス（食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室の簡単な清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物、授乳、おむつ交換又は沐浴の準備及び手伝い、未就学児童の世話、育児に関する助言及び相談等のサービス（佐倉市ファミリーサポートセンターが提供する援助活動を除く。）をいう）を利用したもの。
- ・利用日が令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内であるもの。
- ・産前10週から産後6か月の間に利用したもの（最初の利用日から数えて6か月間まで）。

②助成方法

- ・事前に母子保健課に本事業を利用する予定であることを相談する。
- ・育児支援サービスを利用した妊産婦が、交付申請書兼実績報告書に利用明細・領収書等の原本を添えて市に申請する。
- ・市は助成対象の経費について審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行う。
- ・助成金交付請求書の申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

妊産婦の属する一世帯当たりにつき、1回10,000円を限度×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）に育児支援サービスに係る費用を助成

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・各保健センター・子育て世代包括支援センターにてパンフレット配架。

《実 績》

利用者数（人）	利用回数（回）
5	57

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りができなくなった妊産婦が、当該事業の助成を受けて民間の育児・家事援助サービスを利用することで、身体的・精神的・経済的な負担の軽減につながった。新型コロナウイルスの状況が変化し、里帰り先で14日間の待機を行い症状等がなければ受診や出産ができるようになったため、今年度で事業は終了となった。

22. 新生児すくすく応援給付金交付事業（新型コロナウイルス感染症対策関連）

《目 的》

新型コロナウイルス感染症の感染リスクに不安を抱えながら新生児の誕生を迎えた母に対し、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とする。

《内 容》

①交付対象児

給付金の交付対象となる新生児は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）であって本市の住民基本台帳に記録されているもの（出生後最初に記録された住民基本台帳が本市のものであるものに限る。）とする。

②交付対象者

給付金の交付対象者は、市内において交付対象児と同居する母とする。

ただし、交付対象者が交付対象児と同居していない場合などは、これを監護し、かつ生計を同じくする者を交付対象者としてすることができる。

③給付金の額

交付対象児1人につき10万円とする。

④周知方法

交付対象者に対し、文書にて通知をする。

《実 績》

	令和3年度	令和2年度	合 計
新生児すくすく応援給付金支給者数	71人	654人	725人

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染リスクに不安を抱えながらお子さんの誕生を迎えた世帯へ応援給付金を交付することにより、家計への支援を行うことができた。

